数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。 ［2・3　略］	数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。 ［2・3　同上］
［二　略］	［二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十六年総務省告示第三百三十八号第一項第七号⑶の表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この告示の施行の際現に受けている無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の技術基準適合証明及び同法第三十八条の二十四第一項の工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

3　この告示の施行の際現にされている無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

4　前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により陸上移動局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

5　第二項及び前項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この告示による改正後の平成二十六年総務省告示第三百三十八号第一項第七号⑶の表の規定の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

○総務省告示第百七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十三第一項第二号及び別表第三号17⑶の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百五十一号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日　　総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。 1　基地局及び高高度基地局（以下「基地局等」という。）の送信装置 ⑴・⑵　略 ［2　略］ 二　基地局等の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。 ［1・2　略］ ［三　略］ 四　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 1　基地局等の送信装置 ［略］	一　［同上］ 1　基地局の送信装置 ⑴・⑵　同上 ［2　同上］ 二　基地局の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。 ［1・2　同上］ ［三　同上］ 四　［同上］ 1　基地局の送信装置 ［同上］